

こんなときどうする？

催眠商法

Q

商店街で「日用品を無料で配っている」と呼び止められ仮設テントへ案内された。日用品をもらい得した気分になったが、意図せず高額な羽毛布団を買ってしまった。

A

「催眠商法（SF商法）」と呼ばれ、閉め切った会場内に人を集め日用品など無料で配るなどして気分を高揚させ（一種の催眠状態を作り出し）高額な商品を購入させる悪質商法です。必要のない商品でも「買わないと損」という気にさせられてしまいます。高齢者の被害が多いのが特徴です。

このようなケースで契約をしてしまい解約したい場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリングオフが可能です。お困りの場合はご相談ください。

□ 問合せ先 □

東信消費生活センター
町総務課

0 2 6 8 (2 7) 8 5 1 7

消費生活相談窓口

(3 2) 3 1 1 1 内線 1 0